

令和8年度交通遺児等奨学金（給付）について

1. 以下の条件に該当する生徒は給付型奨学金(返済不要)を申請することができます。他の奨学金と併用可能です。

a) 父または母が、道路上の交通事故により死亡した。

b) 父または母が、道路上の交通事故が原因で、

※1後遺障害を負った。

※1・・・身体障害者手帳の1級～4級に該当する者

c) 保護者の年間所得が400万円以下である。

d) 留年や休学中またはその予定もない。

2. 給付金の種類

奨学・育成金 120,000円（年額）

見舞金 30,000円（事故から1年以内の認定者）

リーダー育成金 ・海外派遣支援 500,000円（最大）

・国内派遣支援 60,000円

該当する場合は資料を配付しますので、キャリア推進部奨学金担当（上地）へ連絡
下さい。

校内メ切 4月30日（木）